

酒税法が第31回税理士試験に登場してから、すでに46回の試験が行われましたが、日常生活において親しみのある酒に対して課される税であるにもかかわらず、酒税法はなじみの薄い科目であり、また、受験用のわかりやすい参考書もたいへん少ないのが現状です。

酒税法の試験も今年で47回目となります。酒税法の計算問題は、大別すると「税額計算問題」と「酒類の判定問題」の二つの要素から構成されます。税額計算問題は納付すべき酒税額を算定するものであり、酒類の判定問題は原料や製造方法等から酒税法上のどの酒類に分類されるかを判定するものです。近年の傾向としては、いずれも難易度は高くありませんので、対策としてはスムーズな解答、かつ、ケアレスミスをいかに防ぐかが重要となります。

本書に収録した問題は、過去の試験傾向及び出題実績を徹底分析することにより合格に必要な項目を集めた、本試験とほぼ同等の形式の問題です。本書により合格に必要な演習をすることが可能です。

なお、本書は2026年7月1日現在の施行法令（税率については2026年10月1日現在の施行法令）に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject. I

合格に必要な基礎項目が充実

近年の出題傾向として、計算問題は、「税額計算問題」及び「酒類の判定問題」が出題されています。

税額計算問題とは、納税義務者である酒類製造者が納付すべき酒税額を算定する問題であり、酒類の判定問題とは、製造された酒類が原料や製造方法等により酒税法上、どの酒類に分類されるかを文章（以下、「判定文」とします。）で示す問題です。

いずれも全体的な難易度は高くはありませんが、問題及び解答のボリュームが多いため、解答するスピードを高めること、そしてケアレスミスを防ぐ正確性も必要になります。

本書の問題は、過去の試験傾向及び出題実績を徹底分析することにより、学習の進捗に応じた税理士試験の合格に必要な項目を中心に出題がされています。また、本試験とほぼ同等の形式となっていますので、総合問題形式ならではの解答手順、解答方法を確立することができます。

この問題集の学習項目を習得することにより合格に必要な知識をマスターすることができます。

試験傾向を徹底分析して収録！

問 題	難易度	内 容	問題頁	解答頁	チェック欄		
1	A	税額控除	2	51			
2	A	混和酒	6	55			
3	B	税額計算のまとめ	10	58			
4	A	清酒・みりん・ビール等の判定	14	63			
5	A	焼酎等の判定	18	68			

本試験同様の総合問題形式

〔第一問〕

次の酒類（商品A～H）について、品目及びその判定理由を述べなさい。

A りんご（含有する糖類の重量65kg）、ぶどう糖（転化糖重量65kg）及び水を原料として発酵させてかすを取り除いたもの（アルコール分15度、エキス分10度）に、炭酸水を加えたもの（アルコール分10度、エキス分6.6度）

〔第二問〕

下記の【資料】に基づいて、甲株式会社（平成18年4月1日に全酒類の製造免許を受けている。）東京工場が製造している酒類の同社東京工場の令和9年8月分の酒税に関し、①適用税率、②課税標準数量、③課税標準数量に対する本則税額、④課税標準数量に対する酒税額、⑤控除を受けようとする酒税額、⑥納付すべき酒税額について、計算

Subject.2

時間・得点を意識した練習が可能

本書の問題には目標時間が付されていますので、本試験と同様に解答時間を意識した演習を行うことができます。また、模範解答、解説が付されていますので、自己採点により、自己の学習状況を分析し、弱点の把握・強化をすることができます。

●酒税法 総合計算問題集

問題 11

使用する答案用紙		参考枚数	目標時間
第一問	答案用紙Ⅱ	8 枚	90 分
	答案用紙Ⅲ	1 枚	
	答案用紙Ⅳ	2 枚	
	答案用紙Ⅴ	1 枚	
第二問	答案用紙Ⅵ	1 枚	

解答時間を意識して
解答しよう！

解答後は自己採点を！

〔第一問〕

品目及びその判定理由

商品 A

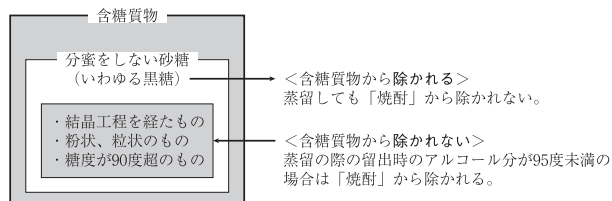
品 目	果実酒
(判定理由)	
① 果実（りんご）、糖類（ぶどう糖）及び水を原料として発酵させたものであるが、アル	

●ポイント

〔第一問〕

- ・「D」の「砂糖」について

焼酎等の品目判定において含糖質物から除かれる分蜜をしない砂糖（いわゆる「黒糖」）については、酒税法施行令において「粉状又は粒状のものを除く」と規定されている。「D」の原料として使用した分蜜をしない砂糖は「粉末状」であることから、「含糖質物」として判定を行う必要がある。



Point. I

解答上の注意点

① 解答力の定着に!!

総合問題は個別問題を集合させることにより構成されていますが、個別形式だと解けるが総合形式になるとミスが多くなるという受験生の方も多いです。よって本書を利用して総合問題の解答力を養って下さい。なお、不正解が生じた時は必ず原因を追及しましょう！

② 豊富な問題量!!

本書は、問題 1～7 が内容を固めるための基礎問題、問題 8 以降は過去試験問題を基にした応用問題として構成されています。この応用問題は、本試験レベルの難易度が高い問題となっていますので解きごたえのある問題です！

また、解答時間を意識して頂くために各問題の扉に解答にあたっての目標時間を付しています。

③ 勉強方法

「税額計算問題」については計算パターンを反復練習で身につけることが必要です。

「酒類の判定問題」については各酒類の原料や製造方法、その他の要件を押さえることが重要です。また、各酒類の定義を押さえるだけではなく、判定文を書く練習も必要です。

<税額計算問題>

問題 1～3 が基礎問題に該当します。問題 1～2 はどれも税理士試験合格のためには必須レベルの知識になります。個々の計算パターンは難易度が低いため、ミスをした箇所があれば繰り返し計算パターンの習得に時間を費やして下さい。また日頃から問題へのメモの残し方についても検討し、解答時間の短縮に努めましょう。

なお、問題 3 は問題 1～2 の論点が集約された税額計算問題の「まとめ問題」となります。問題 3 においてミスを生じた論点は問題 1～2 に戻り、必ず再確認をしましょう。

<酒類の判定問題>

問題 4～7 が基礎問題に該当します。これらは税額計算問題の問題 1～2 同様に合格を目指すには必須レベルの知識となります。酒類の定義の定着化と共に判定文の解答に必要な文章能力も高めましょう。

また、酒類の判定問題と税額計算問題が連動した問題になっているため、税額計算の基礎固めも狙うことができます。

問題 8 以降の応用問題でミスをした論点は税額計算及び酒類の定義について基礎が不十分と判断し、問題 1～7 の再確認を行いましょう！！

Point.2

解答用紙の利用方法

巻末に「解答用紙」がございますので、A4サイズにコピーしてお使いください。「解答用紙（A4サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウンロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

Point.3

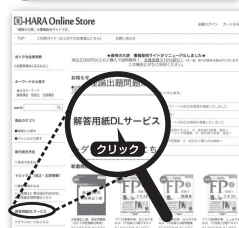
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

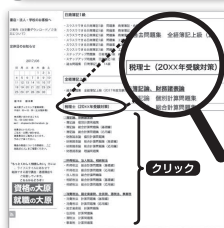
印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。

※一部の教材を除く

1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



3 印刷



法令等の改正に対応！

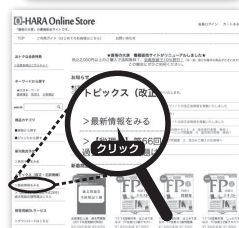
改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。

改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

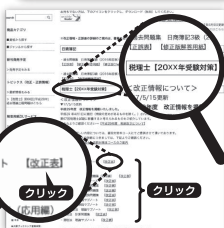
また、細心の注意を払って作成しておりますが、

万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

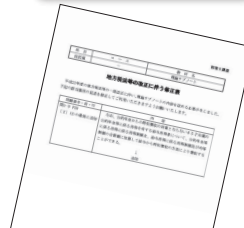
1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報を見る」をクリック



2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



3 印刷できます



問題・解答編

問 題	難易度	内 容	問題頁	解答頁	チェック欄
1	A	税額控除	2	51	☐
2	A	混和酒	6	55	☐
3	B	税額計算のまとめ	10	58	☐
4	A	清酒・みりん・ビール等の判定	14	63	☐
5	A	焼酎等の判定	18	68	☐
6	B	果実酒・甘味果実酒等の判定	22	73	☐
7	B	ウイスキー・ブランデー・合成清酒等の判定	26	77	☐
8	C	酒類の判定問題と税額計算問題	30	82	☐
9	C	酒類の判定問題と税額計算問題	34	91	☐
10	C	酒類の判定問題と税額計算問題	38	99	☐
11	C	酒類の判定問題と税額計算問題	44	109	☐

参考資料編

参考資料（税率）	122
----------	-----

問題編

●酒税法 総合計算問題集



問題 1

使用する答案用紙	参考枚数	目標時間
答案用紙 I	4 枚	50 分

下記の〈資料〉に基づいて、甲株式会社の令和9年7月分の納付すべき酒税額について、計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、酒税法第30条《戻入の場合の酒税額の控除等》の適用がある場合には、令和9年7月分の酒税納税申告書で控除すること。

〈資料〉

1. 東京都に製造場がある甲株式会社は、平成18年4月1日に全酒類の製造免許を受けている。
2. 甲株式会社は、租税特別措置法第87条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》に規定する承認酒類製造者である（当該規定が適用除外になる者には該当しない。）。
3. 甲株式会社がその製造場において製造している酒類の内訳は、次表のとおりである。

なお、製造に当たって所轄税務署長の手続等（申告・承認）を要するものについては、すべて完了している。

商品名	品 目 等
A	ビール（アルコール分10度）
B	果実酒（アルコール分16度）
C	リキュール（アルコール分10.7度）
D	果実酒（アルコール分11度、発泡性あり）
E	ウイスキー（アルコール分38.8度）
F	単式蒸留焼酎（アルコール分5度）
G	連続式蒸留焼酎（アルコール分30度）
H	清酒（アルコール分17.8度）

4. 甲株式会社の令和8年度中（令和8年4月1日から令和9年3月31日）の移出数量及び令和9年7月中にその製造場から移出した数量は、次表のとおりである。

商品名	令和8年度中		令和9年7月中の移出数量	
	課税移出	未納税移出	容器の容量	本数、ケース等
A	60kℓ	—	420mℓ	10,000本
B	180kℓ	—	800mℓ	4,000本
C	250kℓ	80kℓ	720mℓ	32,000本
D	170kℓ	—	1,800mℓ	30,000本
E	40kℓ	—	500mℓ	5,806本
F	300kℓ	50kℓ	1,800mℓ	32,000本
G	200kℓ	—	600mℓ	680ケース (12本入り)
H	270kℓ	500kℓ	1,000mℓ	5,300ケース (8本入り)

5. 甲株式会社の令和9年4月から令和9年6月までの当年度酒税累計額は28,710,000円である。
6. 商品Aについては、令和9年6月中に酒類販売業者に課税移出したもののうち500本（容器の容量420mℓ）が、酒類販売業者から返品を受け、令和9年7月中に製造場内に持ち込まれた。
7. 商品Bについては、他の酒類製造者の製造場から令和9年1月に租税特別措置法第87条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用は受けずに課税移出されたブランデー（アルコール分50度）を原料の一部として製造したものであり、令和9年7月中に酒税法第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い2仕込分を製造している。なお、原料となるブランデーについては、1仕込当たり3,000ℓを使用している。
8. 商品Cについては、令和9年7月中に酒類販売業者に課税移出したもののうち220本（容器の容量720mℓ）について酒類販売業者から返品を受け、令和9年7月中に製造場内に持ち込まれた。
9. 商品Eについては、4.の表のほか、食品表示法第8条第1項《立入検査等》の規定により、令和9年7月中に6本（容器の容量500mℓ）が収去された。

解 答 編

問題 1 解答

〔1〕 品目

1. 商品A……ビール
2. 商品B……果実酒
3. 商品C……リキュール
4. 商品D……果実酒
5. 商品E……ウイスキー
6. 商品F……単式蒸留焼酎
7. 商品G……連続式蒸留焼酎
8. 商品H……清 酒

〔2〕 適用税率

1. 商品A（ビール）
155,000
2. 商品B（果実酒）
100,000
3. 商品C（リキュール）
100,000（措法税率）
4. 商品D（果実酒）
100,000
5. 商品E（ウイスキー）
 $200,000 + 10,000 \times 18\text{度} = 380,000$
6. 商品F（単式蒸留焼酎）
100,000（措法税率）
7. 商品G（連続式蒸留焼酎）
 $200,000 + 10,000 \times 10\text{度} = 300,000$
8. 商品H（清酒）
100,000

〔3〕 課税標準数量

1. 商品A（ビール）
 $420\text{ml} \times 10,000\text{本} = 4,200,000\text{ml}$
2. 商品B・D（果実酒）
 $800\text{ml} \times 4,000\text{本} + 1,800\text{ml} \times 30,000\text{本} = 57,200,000\text{ml}$

3. 商品C (リキュール)

$$720\text{ml} \times 32,000\text{本} = 23,040,000\text{ml}$$

4. 商品E (ウイスキー)

$$500\text{ml} \times 5,806\text{本} = 2,903,000\text{ml}$$

※ 食品表示法の規定により収去された6本は非課税

5. 商品F (単式蒸留焼酎)

$$1,800\text{ml} \times 32,000\text{本} = 57,600,000\text{ml}$$

6. 商品G (連続式蒸留焼酎)

$$600\text{ml} \times 12\text{本} \times 680\text{ケース} = 4,896,000\text{ml}$$

7. 商品H (清酒)

$$1,000\text{ml} \times 8\text{本} \times 5,300\text{ケース} = 42,400,000\text{ml}$$

〔4〕 課税標準数量に対する本則税額

1. 商品A (ビール)

$$4.2\text{kl} \times 155,000 = 651,000$$

2. 商品B・D (果実酒)

$$57.2\text{kl} \times 100,000 = 5,720,000$$

3. 商品C (リキュール)

$$23.04\text{kl} \times 100,000 = 2,304,000$$

4. 商品E (ウイスキー)

$$2.903\text{kl} \times 380,000 = 1,103,140$$

5. 商品F (単式蒸留焼酎)

$$57.6\text{kl} \times 100,000 = 5,760,000$$

6. 商品G (連続式蒸留焼酎)

$$4.896\text{kl} \times 300,000 = 1,468,800$$

7. 商品H (清酒)

$$42.4\text{kl} \times 100,000 = 4,240,000$$

8. 本則税額合計 = 21,246,940

〔5〕 課税標準数量に対する酒税額

〈特例判定〉

(1) 前年度課税移出数量

$$60\text{kl} + 180\text{kl} + 250\text{kl} + 170\text{kl} + 40\text{kl} + 300\text{kl} + 200\text{kl} + 270\text{kl} = 1,470\text{kl} \leq 3,000\text{kl}$$

(2) 当年度酒税累計額

① $28,710,000 < 100,000,000$

② $21,246,940$

③ ① + ② = 49,956,940 ≤ 100,000,000

∴ 当月分はすべて特例適用

(3) 割合

(2)① ≤ 50,000,000

(2)③ ≤ 50,000,000

∴ $\frac{80}{100}$ (累計額5,000万円以下)

1. 商品A (ビール)

$651,000 \times \frac{80}{100} = 520,800$

2. 商品B・D (果実酒)

$5,720,000 \times \frac{80}{100} = 4,576,000$

3. 商品C (リキュール)

$2,304,000 \times \frac{80}{100} = 1,843,200$

4. 商品E (ウイスキー)

$1,103,140 \times \frac{80}{100} = 882,512$

5. 商品F (単式蒸留焼酎)

$5,760,000 \times \frac{80}{100} = 4,608,000$

6. 商品G (連続式蒸留焼酎)

$1,468,800 \times \frac{80}{100} = 1,175,040$

7. 商品H (清酒)

$4,240,000 \times \frac{80}{100} = 3,392,000$

8. 酒税額合計 = 16,997,552

〔6〕 控除を受けようとする酒税額

戻入控除

1. 商品A (ビール)

(1) 税率

155,000

(2) 戻入数量

$420\text{ml} \times 500\text{本} = 210,000\text{ml}$

(3) 控除税額

① $0.21\text{k}\ell \times (1) = 32,550$

② $① \times \frac{80}{100} = 26,040$

2. 商品C (リキュール)

(1) 税率

100,000

(2) 戻入数量

$$720\text{ml} \times 220\text{本} = 158,400\text{ml}$$

(3) 控除税額

$$\textcircled{1} \quad 0.1584\text{k}\ell \times (1) = 15,840$$

$$\textcircled{2} \quad \textcircled{1} \times \frac{80}{100} = 12,672$$

原料使用控除

商品B（ブレンダー）

(1) 移入酒類の税率

$$200,000 + 10,000 \times 30\text{度} = 500,000$$

(2) 使用数量

$$3,000,000\text{ml} \times 2\text{仕込} = 6,000,000\text{ml}$$

(3) 控除税額

$$6\text{k}\ell \times (1) = 3,000,000$$

控除税額合計 = 3,038,712

〔7〕 納付すべき酒税額

$$〔5〕 - 〔6〕 = 13,958,840 \longrightarrow \underline{\underline{13,958,800}} \text{（百円未満切捨）}$$

ポイント

・ 戻入控除税額について

戻入控除税額の計算において、当月分の特例の割合はすべて $\frac{80}{100}$ （累計額5,000万円以下）であるため、判定を行うことなく当該割合を用いる。